

千年未来工芸祭2021開催における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

令和3年5月26日
クラフトフェス実行委員会

1 はじめに

2020年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、オンラインを中心とした開催となりました。今年に入り、ワクチン接種等の準備は進んでいるものの、新型コロナの終息が見えない中、伝統産業への影響は大きく、売上の減少に加え、使い手と直接交流する機会がますます減少しています。

本市の重要な産業の一つである伝統産業を未来へ継承していくため、作り手と使い手が交流する場である千年未来工芸祭を開催することで、作り手の技や製品、人柄に触れ、工芸や手仕事を身近に感じてもらい、次世代への継承のきっかけづくりを目指します。2021年は、コロナの状況を注視し、国、県等の方針に従いながら、独自のガイドラインを作成し、本ガイドラインに基づきながら千年未来工芸祭の開催に向けて慎重に準備を進めてまいります。

2 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、千年未来工芸祭を開催する際に、新型コロナウイルス感染症の感染予防、感染拡大防止のための対策を示すものである。なお、新型コロナウイルス感染症への対策については、必ずしも十分な科学的知見が蓄積されているわけではないため、類似イベントのガイドライン等を参考に現段階で得られている知見等をもとに作成しているものである。

クラフトフェス実行委員会（以下「実行委員会」という。）が千年未来工芸祭を開催する上で、各関係機関と十分な調整を図ったうえで、本ガイドラインに示す具体的な対策を徹底し、感染予防、感染拡大防止に遺漏なく取り組まなければならない。なお、本ガイドラインの内容は、必要に応じて見直し・改訂を行うものとする。また、本ガイドラインは新型コロナウイルス感染症拡大予防が目的であるため、国において予防の必要がなくなったと判断された場合等に本ガイドラインは廃止されるものとする。

3 千年未来工芸祭の開催方法についての判断基準について

(1) 開催日を含む期間が以下の状況の場合においては、開催方法の見直し等の判断を行う。

- ① 福井県が定める評価指標において感染拡大警報が発令された場合
- ② 福井県が定める評価指標において感染拡大特別警報が発令された場合
- ③ 福井県に国又は県独自の緊急事態宣言が発令された場合
- ④ 越前市にまん延防止等重点措置が適用された場合
- ⑤ 福井県新型コロナウイルス感染対策チームとの協議により、開催が困難と判断された場合

(2) 開催方法の判断時期について

- ① 開催方法については5月下旬、7月中旬、8月中旬に新型コロナウイルス感染症の感染拡大

大状況に応じて判断する。

- ② 8月中旬の判断以降に状況が悪化した場合は、随時必要に応じて実行委員会を招集し協議を行う。

4 基本的感染対策

(1) 感染防止に向けた基本的な考え方

千年未来工藝祭開催における、来場者、出展者、運営スタッフ（以下「スタッフ」という。）等の健康と安全を最優先事項として、新型コロナウイルスによる感染防止に向けて、以下のことを基本原則とする。

- ① 来場者、出展者、スタッフ等の、千年未来工藝祭に関わる全ての人の健康管理に留意すること
- ② 衛生的な施設・設備を提供できるように清掃・消毒を強化実施すること
- ③ 適切な距離（1 m以上（できるだけ2 m以上）確保することが望ましい。）と十分に換気された空気環境を確保するように運営すること

(2) 適切な距離の確保

- ① 来場者同士及び来場者と出展者の間隔については、適切な距離を1 m以上（できるだけ2 m以上）確保するため、会場設計においては、余裕のあるブース配置や座席配置、通路設計、待機線等の設置により、十分な間隔の確保に努める。
- ② スタッフは、1 m以上（できるだけ2 m以上）空けて接客及び業務を行う。
- ③ 滞留、密集を防ぐため、場内アナウンスや、スタッフが定期的に巡回し、分散の呼びかけ及び誘導を行う。

(3) マスクの着用

来場者、出展者、運営スタッフ等はマスク着用を必須とする。ただし、ステージイベントの出演者など業務上マスクの着用が難しい場合は、来場者との距離を2 m以上空けること、及び大量の飛沫を伴う大声での会話（マイク等で通常レベルの会話や発生を拡声する場合はこれに当てはまらない）をしないことを条件として出演中のマスク着用を不要とすることも可能とする。また、熱中症対策のため、気温・湿度が高い時期において、屋外で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）が確保できる場合には、マスクを外すことも可能とするとともに、屋内であっても換気を徹底したうえで周囲の人との距離が十分に確保できる場所であれば、適宜マスクを外すことも可能とする。また、例外的に感覚過敏、アトピー性皮膚炎、接触性皮膚炎等の体質上の理由でマスク着用ができない方及び乳幼児はマスク着用を必須としない。

(4) 手洗い・消毒の励行

- ① 来場者、出展者、スタッフともに、まめに手洗い（30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）又は手指消毒を行うように、放送や掲示物で促す。
- ② まめに手洗い等が行えるよう、手洗い場に石けんの常備、手洗い場がない場所には手指消

毒液を常備し、適宜補充する。

- ③ 手指消毒液を各施設出入口及び会場内複数個所に設置し、消毒の励行を行う。
- ④ 自動ドアやドアの開け放ち、自動水栓、使い捨て物品等により、他者との接触をできる限り減らす。
- ⑤ 手摺、テーブル、椅子、ベンチ等の高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清掃または消毒を実施する。

(5) 検温等の実施

- ① 入場時に非接触体温計等により来場者の検温を実施し、37.5度以上の発熱や風邪症状等の不調がある場合は入場不可とする。
- ② 入場後であっても、来場者から体調不良等の申し出があった場合は退場いただくこととする。
- ③ 以下の場合、来場者の入場を不可とする旨の告知を行う。
 - ア 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - イ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
 - ウ 感染拡大警報以上が発令されている地域から来場される場合
- ④ 来場者、出展者には接触確認アプリ（COCOA）の推奨を促す看板を設置し、注意喚起を行う。

(6) 換気の実施

- ① 施設の状況に応じて、運営、安全面で支障がない場合は、可能な範囲で窓や扉の開放及び空調機器、大型扇風機等を活用し常時換気に努める。

(7) ホームページ、SNS、場内アナウンス等での告知

- ① 上記感染症対策の基本的概要や、以下の内容を含む来場者へのお願い事項についてホームページ、SNS等の活用により、来場者の理解を得ることに努める。
 - ア 発熱、体調が悪い方の来場自粛の呼びかけ
 - イ 以下に該当する方の来場自粛の呼びかけ
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
 - ・感染拡大警報以上が発令されている地域から往来する場合
 - ウ マスク着用の徹底
 - エ 入場可能な人数を限定していること
 - オ すでに告知している運営内容やイベント等からの変更点
 - カ 万が一感染が発覚した場合に、保健所等へ情報提供を行う可能性があること

キ 接触確認アプリ（COCOA）の推奨

- ② マスクの着用、適切な距離の確保、咳エチケットの徹底、手洗いまたは手指消毒液の使用、体調不良時のスタッフへの声かけなどを、場内アナウンスによる放送や呼びかけを繰り返す行う。
- ③ 掲示物や館内アナウンス等を活用し、市民の方々に感染対策を行っている旨の周知を行う。

(8) 集団感染の疑い並びに地域生活圏での感染拡大等への対応

- ① 集団感染が疑われるような場合においては、可能な限り保健所等の機関への情報提供などの協力を努めるとともに、その発生源や原因を踏まえた感染拡大防止に関する必要な措置を講じるように努める。
- ② 感染時に重篤化する可能性の高い高齢者や持病のある方に対し、施設の利用に際してより慎重な対応を行う。
- ③ 各都道府県の状況を鑑み、集客範囲を検討する。

(9) 保健所との関係

- ① 施設において感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、保健所との連絡体制を整えること。

5 千年未来工芸祭開催における感染対策

(1) 準備、設営、撤収について講じるべき対策

- ① 打ち合わせの際は、参加者に手指消毒、マスク着用を依頼する。
- ② 打ち合わせの際は、アクリル板の設置や座席の間隔を空けるなど、飛沫感染防止対策を行う。
- ③ 対面の必要がない場合は、オンラインの活用や書面にて打ち合わせを行う。
- ④ 設営業者、出展者、スタッフ等に対して、37.5度以上の発熱がある場合や体調がすぐれない場合には会場に来ないよう徹底させる。
- ⑤ 設営業者、出展者、スタッフ等に対して、設営、搬入時は手袋、マスク着用を依頼する。
- ⑥ 館内の設営、搬入の際は、会場の扉や窓を最大限開放し、空調設備を利用するなど常時換気を行う。
- ⑦ 搬入、撤収時は出展者、スタッフ等が集中しないよう、あらかじめ計画を立て、タイミングを分散させる工夫を行う。

(2) 会場施設等について講じるべき対策

① 屋内（メインアリーナ、サブアリーナ）

ア 会場設計においては、余裕のあるブース配置や座席配置、通路設計、待機線等の設置により、十分な間隔の確保に努める。

イ 滞留、密集を防ぐため、場内アナウンスやスタッフが定期的に巡回することにより、分散の呼びかけ及び誘導を行う。

ウ 施設の状況に応じて、運営、安全面で支障がない場合は、可能な範囲で窓や扉の開放及び空調機器、大型扇風機等を活用し常時換気に努める。

② 屋内（入退場口）

ア オンラインによる事前予約制の導入など、来場者が待機列を作らないよう工夫する。

イ 会場内では十分な間隔を確保できるよう、必要に応じて入場制限を実施する。入場制限においては、あらかじめ上限人数を設定しておき、入退場者数を常時把握する。

ウ 待機列が発生する場合は想定し、2 m以上の間隔で待機線等を設置し、間隔を空けて並んでもらうよう誘導する。

エ 待機列が発生した場合は、屋外への誘導を図り、入退場口での滞留を回避するよう努める。

オ 館内入場者に対し、非接触体温計等による検温を実施し、37.5度以上の発熱がある場合や、風邪症状等の不調が認められる場合は入場不可とする。また、入場後であっても、体調不良の申し出があった場合は速やかに退場いただく。

カ すべての入場者に対しマスクを着用していることを確認し、非着用者にはマスクを配付する。ただし、熱中症予防の観点から息苦しさ等がある場合、体質上の理由でマスクの着用が困難な場合は、飛沫感染を避けることができる距離を保つことを条件にマスクの着用を強要しない。

キ 運営、安全面で支障がない場合は、可能な範囲で窓や扉の開放及び空調機器、大型扇風機等を活用し常時換気に努める。

ク 接触確認アプリ（COCOA）の推奨を促す看板を設置し、注意喚起を行う

ケ パンフレットなどは極力手渡しせず、ラック等で取っていただく形とする。

③ 屋外

ア テーブル等については、1グループごとに2 m以上席の間隔を空けて設置する。なお、1テーブルは4人以内となるよう設置する。

イ テーブルや椅子、ベンチ等、不特定多数の者が共有で使用するものについては、定期的にアルコール消毒液などを使い清掃、消毒を実施する。

ウ 各テーブルまたは適切な場所に複数個所消毒液を設置し、手指消毒を励行する。

エ 滞留、密集を防ぐため、場内アナウンスやスタッフが定期的に巡回することにより、分散の呼びかけ及び誘導を行う。

④ トイレ、手洗い場等

ア 手洗い場には石鹸、アルコール消毒液等を用意し、適宜補充を行う。

イ トイレの蓋が設置されている場合は、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

ウ 換気扇を常時稼働するなど、可能な限り換気に努める。

エ ハンドドライヤーは使用しない。

オ 定期的に清掃又は消毒を行い、持ち手等の高頻度接触部位は特に注意して行う。

⑤ 休憩所等

ア 休憩及び飲食スペースは、グループごとに2 m以上席の間隔を空けて設置し、注意を促す。なお、1グループは4人以内となるよう設置する。

イ テーブルや椅子、ベンチ等、不特定多数の者が共有で使用するものについては、定期的にアルコール消毒液などを使い清掃、消毒を実施する。

ウ 飲食中の会話は控え、会話は食事が終了したのち、マスクを着用のうえ行うよう注意を促す。

(3) 出展者について講じるべき対策

① 共通

ア 感染拡大特別警報以上が発令されている地域からの出展は禁止とする。

イ すべての出展者に対し、非接触体温計等により検温を実施し、37.5度以上の発熱や風邪症状等の不調がある場合は入場不可とする。

ウ 開催日の2週間前から毎日の検温を記録し、その間37.5度以上の発熱がある場合は、出展を禁止する。なお、記録表については開催当日に事務局へ提出を求める。

エ 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)のダウンロードを推奨する。

オ 接客の際は、マスクの着用を徹底することとし、必要に応じて飛沫感染防止のためのアクリル板やビニールカーテン等の遮蔽物の設置を推奨する。

カ 出展者毎に消毒液を準備し、高頻度接触部位については、特に注意して清掃又は消毒を行うよう注意を促す。

キ キャッシュレスによる決済を推奨する。

② 展示・販売

ア 自社ブース内、特に高頻度接触部位については定期的に清掃又は消毒を実施する。

イ 来場者が出展商品に触れた場合には、可能な範囲で必要に応じて清掃又は消毒を行う。

ウ 来場者と商談等会話を行う場合には、1m以上(できるだけ2m以上)間隔を保ち、マスク着用の上行う。

③ ワークショップ

ア テーブルや椅子、備品等、不特定多数の者が共有で使用するものについては、定期的に清掃、消毒を実施する。特に、備品等で直接触れるものについては、使い捨て手袋を利用することや、困難な場合は1回毎に清掃又は消毒を行う。

イ 指導を伴う場合については、1m以上(できるだけ2m以上)間隔を保ち、マスク着用の上、口頭やジェスチャーを使いながら指導し、直接接触することは極力避ける。

④ 飲食関係

ア 販売、調理スタッフはマスク着用を徹底し、必要に応じてアクリル板・透明ビニールカーテン等により、購買者との間を遮断する等、工夫して飛沫感染防止対策に努める。

イ 店舗毎に手指消毒液を設置する。

ウ 箸やスプーン、コップ等の容器類は可能な限り使い捨てを使用する。

エ 大皿での提供やバイキング形式は禁止とし、料理はすべて一人ずつの提供とする。トレイ等での提供を行う場合は、使用したトレイ等は1回毎に消毒を実施する。

オ 食器類は、食べ残しや水等の飛沫がなるべく飛び跳ねないように、注意して回収する。

厨房の衛生管理、使い捨て手袋等の都度使用など食品衛生管理で従来行っている管理は

徹底して実施する。

(4) 来場者について講じるべき対策

- ① オンラインによる事前予約制の導入など、来場者が待機列を作らないよう工夫する。
- ② 会場内では十分な間隔を確保できるよう、必要に応じて入場制限を実施する。
- ③ 待機列が発生する場合は想定し、2 m以上の間隔で待機線等を設置し、間隔を空けて並んでもらうよう誘導する。
- ④ 待機列が発生した場合は、屋外等への誘導を図り、入退場口での滞留を回避するよう努める。
- ⑤ 館内入場者に対し、非接触体温計等による検温を実施し、37.5度以上の発熱がある場合や、風邪症状等の不調が認められる場合は入場不可とする。また、入場後であっても、体調不良の申し出があった場合は速やかに退場いただく。
- ⑥ すべての入場者に対しマスクを着用していることを確認し、非着用者にはマスクを配付する。ただし、熱中症予防の観点から息苦しさ等がある場合、体質上の理由でマスクの着用が困難な場合は、飛沫感染を避けることができる距離を保つことを条件にマスクの着用を強要しない。
- ⑦ 接触確認アプリ（COCOA）の推奨を促す看板を設置し、注意喚起を行う
- ⑧ 感染拡大警報が発出されている地域からの来場は禁止とする。
- ⑨ 飲食を行う際は、グループごとに2 m以上の間隔を確保できるよう席を配置する。また、食事時の会話は極力控え、会話は食事が終了したのち、マスクを着用して行うことを注意喚起する。また、1テーブルは4人以内とする
- ⑩ 飲食の際は、指定された場所で着席して行き、食べ歩きをしないよう注意喚起を行う。

(5) ステージイベントについて講じるべき対策

- ① 観覧席は2 m以上の間隔を空けて座席を配置する。
- ② 演者と観客は2 m以上の間隔を空けて観客席を設置し、身体的な接触は控える。
- ③ 観客に声援や大声を出させるようなことは行わないこと。
- ④ マイク等の備品を複数の出演者が共有する場合には、出演者の使用ごとに消毒等を実施する。

(6) スタッフ（警備員・委託先・設営業者等を含む）について講じるべき対策

- ① 出勤前に検温を行うこと。37.5度以上の場合は勤務停止とする。
- ② 咳や発熱等の症状がある場合は、出勤せずに上長に報告し指示を仰ぐこととし、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は適切な受診等を指示すること。
- ③ 日ごろから手洗いの徹底と健康管理を促し、プライベートでも3密を避けるよう注意喚起を行う。
- ④ スタッフの緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ⑤ スタッフに感染が疑われる場合は、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

- ⑥ 朝礼で注意喚起等を行う。
- ⑦ トランシーバー等は特定の者が同じものを装着する。万が一、共有する場合は、消毒実施後に使用する。

(7) 清掃・ゴミ回収等について講じるべき対策

- ① 清掃やゴミの回収を行う者は、マスク、使い捨て手袋等を必ず着用し、作業後は手洗い又は手指消毒を行う。
- ② マスクなどウイルスが付着した可能性があるものが捨てられている場合は、清掃トング等を使用して回収する。
- ③ 回収したゴミは来場者が触らない場所に速やかに移動し清掃業者回収日まで散らからないよう保管する。

(8) その他

- ① ベビーカー、車いす等の貸し出した備品等については、返却後速やかに清掃又は消毒を行う。持ち手等の高頻度接触部位は特に注意して行う。
- ② 公民館等の他施設から備品を借りる場合は消毒を行ったうえで返却する。
- ③ 国、県及び市が示す基準、指針等に従い、適切な感染予防対策を実施する。

以上